

平成29年度

社会福祉法人 鹿角市社会福祉協議会事業計画

《スローガン》

「ともに支え合う 福祉のまちづくりをめざして」

《基本方針》

現在進められている社会福祉法人制度の改革は、社会福祉法人としての公益性・非営利性の高い法人として、本来の使命・役割を踏まえ、地域のニーズに率先して対応していくとともに、経営情報の公開による透明性の向上や地域社会に貢献する取り組みが今まで以上に必要になります。このような背景のもと本会の役割もより一層の期待が寄せられるところであり、市と共同で計画策定いたしました「鹿角市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念である「笑顔でつながる福祉のまち鹿角」の実現に向け、本市の地域福祉を着実に推進します。

その中でも昨年度より委託を受けました生活支援コーディネーターの配置により、潜在化している地域の生活課題、福祉課題の現状把握の解決に向けた生活支援サービスの構築へ向けて事業推進を行います。

更には孤立や貧困などの福祉課題に向けたセーフティネットの一層の充実を図るため、生活困窮者自立相談支援事業や家計相談支援など相談窓口の強化を図るとともに、日常生活自立支援事業や法人後見事業等の権利擁護の取り組みを推進し、住み慣れた地域で安心して生活できる仕組みづくりの構築に努めます。

また、介護事業の経営状況に関しては、依然として施設サービス利用の希望が多い中で厳しい経営状況となっておりますが、引き続きサービス向上により収益の増加、事業の効率化を図るとともに、中期的な事業展開について検討し経営の安定化をめざします。

《重点推進事項》

1. 社会福祉法人制度改革への対応

介護保険制度以降、株式会社やNPOなど多様な経営主体が参入し、今日までの福祉サービスの供給を担ってきた社会福祉法人の位置づけが変化してきています。そんな中、今回の社会福祉法人制度改革は他の経営主体が対応できないような困難なサービス提供や多様なニーズに応える取組が期待されており、社協は高い公益性、運営の透明性を図り、今まで以上に地域社会に貢献する役割が期待されています。今後、行政や各関係機関、市民との情報交換を図り、社協らしい法人運営と社会貢献を検討し、その実現に向けて取り組んでいきます。

2. 地域福祉コーディネーター配置による住民福祉活動の推進

市内4地区へ地域福祉コーディネーター等の職員を配置し、各地区における地区民生委員協議会や地域包括支援センターなどの関係機関との連携・協働を進めていきます。4地区配置により小地域での活動が充実し、住民に近い圏域において地域に潜在化している課題を発見し、住民主体による課題解決の仕組みづくり、支え合い・助け合いの住民福祉活動を推進していきます。

3. 生活支援コーディネーターによる地域支援事業の推進

介護保険制度改正に伴う地域支援事業の一環として、介護予防・生活支援サービスなどの充実を図り、医療、介護、住居などが一体的に提供される地域包括ケアをより一層推進するため、生活支援コーディネーターを市より受託し、生活支援サービスの基盤整備や多様なサービス提供主体のネットワーク構築、活動の場づくりなどを積極的に進めてまいります。

4. 生活困窮者対策の充実

孤立や貧困の新たな福祉課題への対応として、最後のセーフティネットである生活保護の受給前に、家計や就労など世帯の諸課題の解決によって自立した生活が送れるよう、生活困窮者自立支援相談窓口を運営し、社協が従来から担い築いてきた生活福祉資金貸付事業や地域でのネットワークを生かした支援を充実させていきます。

5. 権利擁護事業の推進

高齢化や少子化の進行による認知症またはその予備軍の増加、核家族化による身寄りの支援が困難になるケースが増えてきている中で、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や法人後見事業等の権利擁護の取り組みを推進し、住み慣れた地域で安心して生活できる仕組みづくりに努めます。

1. 法人運営部門

1-1 社会福祉協議会の体制強化

事業名等	内容	計画
(1) 社会福祉法人制度改革に伴う組織、運営体制の強化	<p>①経営組織のガバナンスの強化</p> <p>②事業運営の透明性の向上</p> <p>③各種委員会・会議の開催：専門委員会、正副会長会議、支部福祉協力員会議、評議員選任・解任委員会、職員会議、事業所別会議</p> <p>④第3期鹿角市地域福祉活動計画（平成26～30年度）の進行管理</p>	<p>・理事会、評議員会によるチェック機能（理事会3回、評議員会2回程度開催）</p>
(2) 財務規律の強化	<p>①支部福祉協力員と民生委員、社協職員が一体となった会員募集や赤い羽根共同募金などの自主財源の確保</p> <p>・社協活動を理解していただけるよう、多くの方に社協会費や赤い羽根共同募金へ協力していただけるよう、支部福祉協力員や民生委員の協力を得て活動展開するとともに、「見える事業」を展開します。</p> <p>②事業の評価・点検を行い、継続的な事業と人材確保に向けた補助金、委託金等の確保に努める。</p> <p>③効率的な経営感覚修得の推進</p> <p>・公認会計事務所による定期的な会計指導を受ける。</p> <p>・事業評価やコスト管理など職員個々の経営意識の向上に努めます。</p> <p>④社会福祉充実計画の策定と進行管理</p> <p>・社会福祉充実財産を明らかにした上で、社会福祉事業等に計画的に再投資を図り公益性の高い法人としての説明責任の強化を図ります。</p>	<p>・会員募集強化月間7月～ 目標：650万円</p> <p>・会計事務所による定期的な会計チェック</p> <p>・監査実施（中間・決算）</p> <p>・社会福祉充実計画策定に関する意見集約</p>
(3) 職員体制の整備と資質向上	<p>①人事労務管理の整備</p> <p>・職員の士気高揚と効率的で質の高い組織運営を図るため人事管理体制の構築を検討。</p> <p>・人材育成の一環として職員個人及び職場の目標を設定し業務遂行に努めます。</p> <p>・職種間の人事交流や資格取得の推奨を行い、将来を見据えた人材育成の仕組みづくりを検討します。</p> <p>②職員の資質向上を目的とした計画的な研修の実施</p> <p>③ヒヤリハット報告、事故報告に基づく検証と業務改善</p>	<p>・人事評価基準の策定</p> <p>・職員のモチベーション向上と資質向上へ向けた取り組み（資格手当の創設、資格取得へ向けた教育への助成制度の創設）</p>

1-2 災害時における援護活動

事業名等	内容	計画
(1) 災害見舞金の支給	<p>・火事、天災などによる家屋の破損被害に応じて災害見舞金を支給します。（全焼・全壊：2万円、半焼・半壊1万円）</p>	<p>・随時対応 （共募、日赤からも見舞金支給）</p>

2. 地域福祉推進部門

2-1 地域活動の拠点・「地域で支えあう住民組織づくり」

事業名等	内容	計画
(1) 地域活動の拠点・「地域で支えあう住民組織（小地域ネットワーク事業）」づくり	<p>・高齢者や障がい者等の要援護者をはじめ、誰もが地域のなかで孤立した生活を送ることのないよう、互いに支え合う地域福祉ネットワーク活動と地域コミュニティの再構築を支援します。</p> <p>①助成金による立ち上げ支援の実施（新規立ち上げから3年間継続：1自治会 3万円）</p> <p>②継続活動への支援（4年目以降）：活動内容に応じた活動助成金の交付、職員派遣による活動の支援。</p>	<p>・新規指定3自治会（目標）</p> <p>・3年未満 3自治会</p> <p>・継続指定自治会69自治会</p>
(2) 「地域福祉実践研究セミナー」の開催	<p>・小地域ネットワーク活動の充実をめざして、自治会役員や福祉関係者を対象として市内外の実践活動の紹介や講師を招いての研修会を開催します。</p>	<p>・11月頃開催予定</p>
(3) 地域サロン活動におけるわいわいランチ（会食型食事サービス）の実施（鹿角市委託事業）	<p>・小地域ネットワーク活動の一環として、自宅への閉じこもりの予防策として、定期的に集まる機会（サロン）を作り食事会の実施など自治会サロン活動への支援を行います。</p>	<p>・@250円×3, 800食予定</p>

2-2 災害時にも対応できる地域づくり

事業名等	内容	計画
(1) 災害時に対応できる地域の体制整備	<p>・災害時のボランティア活動人材を育成します。</p> <p>①災害ボランティア養成研修の実施とボランティアへの登録制度の導入を図ります。</p> <p>②緊急時への対応へ向けた組織化（マニュアル整備など）の構築を図ります。</p>	<p>・災害ボランティア養成研修の開催と研修修了者の登録強化</p>

2-3 社協と地域のつながりづくり

事業名等	内容	計画
(1) 福祉員活動の推進	<p>社協と地域のかけ橋となる福祉員の配置をお願いし、自治会の中での地域福祉活動の推進を図ります。</p> <p>・各種研修会等の実施：地域の福祉員・自治会長・民生委員を中心とした地域福祉活動のリーダー育成を図ります。</p>	<p>・6月頃市内5地区で福祉員会議開催</p> <p>・福祉員等へ各種研修会等の開催案内</p>
(2) 地区ごとの地域福祉活動コーディネーター（生活支援コーディネーター兼ねる）による福祉活動の実施	<p>・地域福祉活動コーディネーター（生活支援コーディネーター兼ねる）の地域担当制を導入し、地域担当の窓口となることにより緊密に地域の情報を把握できるように努めます。</p>	<p>・4地区ごとに担当職員配置</p>
(3) 地域巡回型介護予防事業「地域生き生き元気塾」の実施（鹿角市委託事業）	<p>・社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び介護が必要にならないようにするため、身体づくりを目的に地域の自主性や主体性を重視した事業を実施。</p>	<p>・市内2地区予定</p>
(4) 一人暮らし高齢者等の交流会を開催（日赤共同事業）	<p>・閉じこもり予防と当事者同士・地域住民との交流を図り自立した生活をめざして開催します。</p>	<p>・11月ごろ開催（市内5地区）</p>

2-4 市民へのふくし情報の提供

事業名等	内容	計画
(1) 福祉に関する情報提供の整備	①社協だより「社会福祉かづの」の発行 ②ホームページによる地域の福祉活動などの情報を発信	・広報毎月発行 ・発信情報を随時更新
(2) 「かづの元気フェスタ」の実施による福祉活動の啓蒙（市、JAとの共同開催）	・鹿角の福祉と産業が一体となり、子供からお年寄りまで、ともに生きる福祉のまちづくりをめざして福祉活動の啓蒙を目的として開催します。	・9月第3日曜日開催予定
(3) 鹿角市社会福祉大会の実施（市民生児童委員協議会との共同開催）	・社会福祉事業活動において功績顕著な個人・団体等の表彰と、様々な分野で活躍されている講師を招き記念講演を行います。	・11月下旬開催予定

2-5 安心して在宅で暮らせるための日常生活支援サービス

事業名等	内容	計画
(1) 移送サービス事業の実施（鹿角市委託事業）	・車イス等で公共機関の利用が困難な高齢者や障がい者に対して、病院への無料送迎サービスを実施します。	・月～金曜日可動
(2) まごころ訪問サービス事業の実施	・介護保険法や障害者総合支援法など公的な制度の狭間でサービス利用が困難な高齢者や障がい者へ、家事援助等のサービスを提供します。	・協力会員の増員
(3) 介護機器の貸出と介護用品の斡旋	・車イスや介護ベットなどの介護機器の無料貸出と、紙おむつなどの介護用品の斡旋を行います。	・在庫状況を見て対応
(4) 生活支援体制整備事業の実施（鹿角市委託事業）	・介護保険改正により生活支援・介護予防分野では住民が主体となって高齢者を支える仕組みづくりをめざし、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の連携・協力と、地域の自主性や主体性に基づき地域の特性に応じた新たなサービスを作り上げていきます。 ・地区ごとへの生活支援コーディネーターの配置と地域ニーズの把握とサービスにマッチングを図る。 ・介護支援ボランティアの登録・活動支援を図る。 ・新たな生活支援サービスの開拓。（仮称「生活支援ボランティア養成講座」）	・各地区の協議体の立ち上げ ・新たな生活支援サービスの開拓を目的に、生活支援ボランティアの養成

2-6 市民活動・ボランティア活動への協力支援

事業名等	内容	計画
(1) ボランティア活動の推進	①ボランティアセンター機能の充実 ・ボランティア活動についての各種相談や情報の提供を行います。 ・ボランティア団体・個人の連携促進を図ります。 ・各種ボランティア団体や個人へボランティア活動保険助成を行い、活動支援を行います。 ・ボランティア交流研修のつどいを実施します。 ②市民福祉講座の開催	・ボランティアセンター機能の充実を図りボランティア活動の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の関心が高い福祉問題をテーマにし、地域福祉活動への理解と参画を進めます。 ③除雪ボランティア活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・除雪に難儀する高齢者世帯や障がい者世帯に対し、市民ボランティアによる除雪活動を行います。 ④新たな事業へ向けたボランティアの育成事業 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度改正による地域支援事業による生活支援ボランティアの組織化や、ひきこもり等の居場所づくりや支援活動を担っていただけるボランティアの育成を行います。 	
(2) 各種福祉団体育成活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①事務局支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・鹿角市身体障がい者協会、鹿角市遺族会 ②活動費助成支援の実施（秋田県共同募金会鹿角市共同募金委員会実施） <ul style="list-style-type: none"> ・鹿角市身体障がい者協会、鹿角市遺族会、鹿角市老人クラブ連合会、鹿角手をつなぐ親の会、里親会、保護司会、あんずの会 	・各団体との連携

2-7 学校と連携した福祉教育の推進

事業名等	内容	計画
(1) 学校教育でのボランティア、総合の時間への協力連携	<ul style="list-style-type: none"> ①学校への福祉授業の推進活動（福祉団体・ボランティアグループへ協力要請） <ul style="list-style-type: none"> ・学校で行われる福祉教育の取り組みに対して、体験活動の指導など相談援助活動を行います。 ②ボランティア初心者講習会の開催（福祉団体・ボランティアグループへ協力要請） <ul style="list-style-type: none"> ・思いやりの心を育むことを目的に、市内全中学校で疑似体験を中心に講習会を行います。 ③福祉体験チャレンジ学習会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・若者へ各種行事やイベント運営ボランティアや除雪ボランティアなど、気軽に参加できるボランティア活動を紹介し幅広く若者の参加を促していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉授業への職員派遣や講師の紹介 ・全中学校を対象に開催（夏休み期間中） ・若者（中学生以上）を対象とした福祉体験学習会の開催

2-8 各種団体事務受託

事業名等	内容	計画
(1) 秋田県共同募金会鹿角市共同募金委員会	<ul style="list-style-type: none"> ①共同募金運動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・赤い羽根募金、歳末たすけあい募金を実施します。 ②歳末たすけあい事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者や在宅介護者、生活困窮世帯を支援します。（見舞金7千～1万円を支給） ③配分申請調整機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・配分申請受付、連絡調整を行います。（社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体等に周知） ④罹災世帯支援活動（災害緊急見舞金交付） <ul style="list-style-type: none"> ・火事、天災などによる家屋の破損被害に応じて災害見舞金を支給します。（全焼・全壊：2万円、半焼・半壊1万円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤い羽根共同募金運動（10月～12月） ・歳末たすけあい募金運動（12月） ・随時対応（社協、日赤からも見舞金支給）

(2) 日本赤十字社秋田県支部 鹿角市地区	①赤十字奉仕団の支援・会員増強運動、活動資金募集 ・日本赤十字社会員の募集（会費500円）、会員管理事務を行います。 ②災害救護物資・災害見舞金贈呈 ・火事、天災などによる家屋の破損被害に応じて、救護物資・見舞金を支給します。（2万円）	・随時対応 （社協、共募からも見舞金支給）
(3) 鹿角市民生児童委員協議会	①鹿角市民生児童委員協議会の事務受託 ②市内4地区民生児童委員協議会の事務受託	・各地区定例会開催（毎月）

3. 相談支援部門（ふくしの総合相談）

3-1 総合相談支援体制の整備

事業名等	内容	計画
(1) ふくし総合相談事業の実施	①相談支援窓口の一本化による情報集約（ワンストップ化） ・「生活困窮者や生活福祉資金貸付」「高齢者世帯の介護問題」「障がい者の在宅生活支援」「権利侵害」など、各種制度の対象となる方々への総合相談支援の窓口を一本化し情報の集約に努めます。 ②法テラス法律事務所と連携した仮称「暮らしの相談会」や戸別訪問活動による相談の開催（新規事業） ・職員の福祉資格保有者（社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事・介護支援専門員など）が、地域に向き相談を行います。必要な場合は関係機関に引き継ぎも行っていきます。 ③社会的自立に困難を抱える若者等への支援活動（鹿角市委託事業） ・ニートやひきこもり等社会的自立に困難を抱える若者への相談等の支援を行います。 ④関係機関・団体等との連携強化 ・地域包括ケア推進会議や障がい者自立支援協議会などへ委員参加により情報の共有に努めます。 ⑤民生委員・児童委員との連携強化 ・民生委員・児童委員協議会と連携し、定期的な定例会の参加など行い情報交換を図ります。	・相談窓口随時開設 ・生活困窮者支援調整会議の開催（毎月・随時） ・アディクション（依存症）問題を考える会定例会開催 ・地域包括ケア推進会議委員での会議出席 ・ひきこもり・不登校支援学習会及び個別相談会の開催

3-2 生活に困っている方を応援する取り組み

事業名等	内容	計画
(1) 利用者の権利擁護支援 （鹿角市委託事業） （県社協委託事業）	権利擁護センターによる権利擁護支援体制の構築 ・物忘れが頻繁だったり、自分で判断することがスムーズにできない一人暮らしで、親族等からの援助が受けられない方に対し、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）による金銭管理や重要書類などの預かりサービスを行うことで自立生活の支援をするサービスを実施します。	・金銭支払い業務や面談（毎月） ・制度利用に関する相談対応（随時） ・法人後見運営委員会によるチェック機能（年3～4回開

	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が更に低下してしまい、日常生活自立支援事業での支援が困難になった方や家族の支援や身寄りがなく、成年後見制度への市町村長申立てによるケースなどへの法人後見での支援を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 催)
(2) 生活困窮者への総合支援 (鹿角市委託事業) (県社協委託事業)	①生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、生活困窮者に対するアセスメントを通じて、個々人の状態に応じた適切な支援体制の構築へつなげていきます。 ・困窮している人ほどSOSを発することが難しいといわれており、「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者の把握に努めた訪問活動を行います。 ②生活困窮者自立支援法による家計相談支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・家計管理能力が低いことにより、支払いの対応や無理な借入などをするケースも多い事から、定期的な訪問指導によるキャッシュフロー表の管理を行います。 ③生活福祉資金の相談・受付の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者、高齢者、障がい者世帯に対し目的別の資金貸付の窓口業務を行います。 ④たすけあい資金の貸付 <ul style="list-style-type: none"> ・手持ちのお金のない方に対し一時緊急避難的に5万円を限度に貸出し、生活を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口随時開設 ・生活困窮者支援調整会議の開催（毎月・随時） ・自立相談支援事業と連携し、相談者へ随時家計相談支援 ・生活福祉資金貸付対応（随時） ・たすけあい資金貸付対応（随時）

4. 介護支援部門（介護の相談・介護サービス）

4-1 安心して地域で暮らせるための在宅福祉サービス

事業名等	内容	計画
(1) 福祉サービスの提供	介護保険サービス、障がい者福祉サービスを戦略的に実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ①居宅介護支援事業の実施：様々な相談に親身に対応し信頼される事業所をめざします。 ・ケアプランの作成、相談援助、事業所との連絡調整を行います。 ・介護認定調査の実施。(鹿角市委託事業) ②訪問介護事業の実施：利用者の思いに寄り添ったサービスの提供を心がけていきます。 ・調理や掃除などの生活援助、排泄や入浴などの身体介護、病院への送迎の乗降介助を実施します。 ・障害者総合支援法による障がい者への生活支援サービス提供を行います。 ③特定相談支援事業の実施：障害者総合支援法による障がい者への相談支援に努めます。 ・サービス利用計画書の作成、相談援助、事業所との連絡調整を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業利用者目標 120名 ・訪問介護事業所利用者目標 要介護 30名 要支援 30名 ・居宅介護事業所利用者目標 10名 ・相談支援事業所利用者目標 20名

<p>(2) 介護予防事業・家族介護者交流事業の実施 (鹿角市委託事業)</p>	<p>①特定高齢者通所型介護予防事業「ゆうゆうクラブ」の実施 ・要介護状態にならないよう、定期的に適切な運動を指導し機能低下を防ぐサービスを、鹿角市大湯温泉保養センター「湯都里」で行います。</p> <p>②市地域包括支援センター（基幹型）のほか、新たに3地区に開設された地域包括支援センター（サテライト型）など関係機関と連携します。（困難ケースの対応や介護予防事業の委託など）</p> <p>③家族介護者交流事業の実施 ・高齢化の進展により介護を必要とする方が今後益々増えることが予想されており、その介護にあたる介護者の介護負担の軽減を図ることを目的に家族介護者同士の親睦とリフレッシュを兼ねた交流会を開催します。</p>	<p>・毎週1～2回実施</p> <p>・年6回開催</p>
<p>(3) 多職種連携に向けた介護従事職員の情報交換と資質向上</p>	<p>①多職種の事業所間の職員交流機会への参加と情報交換を図ります。（かつの多職種連携を進める会）</p> <p>②事業所ネットワークの構築：鹿角市全体における事業所間ネットワークの構築を図ります。 ・鹿角市訪問介護事業所連絡会、鹿角市介護支援専門員連絡会へ参加します。</p>	<p>・各種勉強会等へ参加しての情報交換を実施</p> <p>・職員の資質向上</p>
<p>(4) サービス利用者の苦情解決体制の構築、介護サービス情報公表制度の実施</p>	<p>①苦情相談窓口の設置 ・介護サービス事業所ごとに苦情解決責任者・苦情受付担当者を置き苦情相談窓口で対応します。</p> <p>②福祉サービス苦情処理第三者委員会の立ち上げ準備。 ・利用者の権利擁護のため第三者機関を設置し、苦情に対して誠意ある適切な対応に努めるとともに、サービスの質の向上に努めます。</p> <p>③インターネットを利用し、事業所の情報を公開します。</p>	<p>・随時相談対応</p>